

島根県職員として働いていただける獣医師の方を求めています。

島根県は、獣医師の方（免許取得見込みの方を含む）を対象に、採用のための選考試験を実施しています（主な職務内容は下記のとおり）。

「獣医師」の職務内容

家畜保健衛生所、家畜病性鑑定室、畜産技術センター、保健所、保健環境科学研究所、食肉衛生検査所等の諸機関において、畜産振興、家畜の保健衛生、家畜防疫、食品衛生、動物愛護、感染症、生活衛生等の業務又は試験研究に従事します。

■ 受験資格

昭和38（1963）年4月2日以降に生まれた人で、獣医師の免許を有する人又は令和6（2024）年5月31日までに取得見込みの人

ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- （ア）日本の国籍を有しない人
- （イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- （ウ）島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- （エ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人
- （オ）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

■ 試験日程

- 皆様のご都合を考慮し、試験日程を設定します。
- 複数の方が受験される場合は一括して実施しますので、複数の候補日を挙げていただき、その中から調整させていただきます。（概ね9月1日以降に実施予定）
- なお、採用予定人数（8人）に達するまで募集を継続実施します。

■ 試験内容（全てを1日で終了します）

県職員（獣医師）として働いていただくうえで必要となる能力実証考査（試験）は、次の方法で行われます。

試験種目	配点	試験内容
専門試験	100	職務を取り巻く最近の課題等、専門知識を問う専門論文試験を行います。（60分、800字）
論文試験	100	文章による表現力、課題に対する理解力等を問う教養論文試験を行います。（60分、800字）
面接試験	500	職務遂行能力等をみる目的で個別面接を行います。なお、事前に自己紹介書を提出していただきます。
適性検査	—	職務遂行に必要な適性を検査します。

※ 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とします。

■ 試験会場

島根県松江市（予定）

■ 初任給等（令和5年4月1日現在）

- 給料月額 6年制大学卒 275,026円以上
※初任給調整手当 60,000円を含む
（4年目以降の初任給調整手当額は漸減し、15年間支給）
- 前歴加算：獣医師免許取得後の職歴等に応じて、一定の基準により金額が加算される場合があります。
（例）免許取得後、獣医師（正職員）として10年間勤務した場合
325,964円（初任給調整手当 60,000円を含む）
- 扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

■ 採用

- 合格者は、原則として令和6年4月1日に採用されますが、本県の職員の状況等によっては、令和5年度中に採用される場合もあります。
- 「受験資格」に記載の要件を満たさない場合や、免許を取得見込みの人で、「受験資格」に記載する期日までに免許を取得できない場合は、採用される資格を失います。

■ その他

- 受験希望や不明な点などがありましたら、遠慮なくお問い合わせください。
- 申込方法、提出書類等については、別途お知らせします。
- 試験会場までの往復の旅費は、支給できません。
- 障がいのある方で、試験実施時に何か配慮が必要な場合は、申込時にお知らせください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

【試験に係るお問い合わせ】

島根県総務部人事課人事企画係

TEL 0852-22-5694

E-mail jinji@pref.shimane.lg.jp

【業務内容に係るお問い合わせ】

島根県農林水産部畜産課家畜衛生係

TEL 0852-22-5137

E-mail shimane-juishi@pref.shimane.lg.jp

島根県健康福祉部薬事衛生課食品衛生係

TEL 0852-22-5264

E-mail yakuji@pref.shimane.lg.jp